

## 理事会議事録謄本

### 公立大学法人岐阜県立看護大学 令和7年度第3回理事会 議事録

- 1 開催日時 令和7年12月24日(火) 14:53~16:02
- 2 開催場所 公立大学法人岐阜県立看護大学 会議室1
- 3 理事の定数 6名
- 4 出席理事の氏名 理事長 北山 三津子  
理事 松下 光子  
理事 梅津 美香  
理事 青木 一也  
理事 尾藤 米宏  
理事 大塚 委利
- 5 出席監事の氏名 監事 滝 文謙
- 6 付議事項
  - 第1号議案 令和8年度予算編成方針について
  - 第2号議案 公立大学法人岐阜県立看護大学役員報酬規程の一部改正について
  - 第3号議案 公立大学法人岐阜県立看護大学職員給与規程の一部改正について
  - 第4号議案 公立大学法人岐阜県立看護大学  
特任教授の就業等に関する規則の一部改正について
  - 第5号議案 公立大学法人岐阜県立看護大学  
役員報酬・退職手当の支給基準の変更について
  - 第6号議案 教員の定年退職の特例の適用について
  - 第7号議案 教員の定年退職の特例の適用の延長について
- 7 議事経過の概要及び結果

14時53分、青木事務局長の司会進行により理事長は開会のあいさつをし、定款第16条第1項の規定により議長となり、14時57分、理事会の開会を宣言した。事務局より本日の出席者について、理事現在数6名のうち、出席理事6名で、定款第16条第3項に定める定足数に達していることを報告した。

議長は、事務局の報告に基づき、本理事会が有効に成立していることを宣言した。

議長は、議事録署名人の選出について、議長一任を諮り、尾藤理事及び梅津理事を指名した。

第1号議案 令和8年度予算編成方針について

議長は、第1号議案の説明を求めた。

事務局は、議案書に基づき第1号議案を説明した。

議長は、審議に入ることを宣言し、質問、意見等を求めた。

図書館の開館時間の短縮や一斉休業による学生への影響について質問があり、図書館の開館時間の短縮は学生に影響のないよう慎重に検討を進めていくこと、一斉休業は学生の長期休業期間中に実施することが説明された。

収入と支出のバランスが取れていない原因を究明し対策を検討することが必要との意見が出された。

岐阜県の12月補正予算では物価高騰対策の予算が成立したが、看護大学への補助は含まれているのか質問があり、国の重点支援地方交付金が予算化されたことに伴う増額補正と考えているが、重点支援地方交付金は大学の運営費交付金には充てられないため12月補正予算に看護大学向けの補助は含まれていないことが説明された。

昨今の物価高騰は事情変更にあたるものであるため、今後も運営費交付金の増額を要請していくべきであるとの意見が出された。

議長は、質疑、意見等がないことを確認し、採決を行ったところ、全会一致で第1号議案を可決した。

第2号議案 公立大学法人岐阜県立看護大学役員報酬規程の一部改正について

第3号議案 公立大学法人岐阜県立看護大学職員給与規程の一部改正について

第4号議案 公立大学法人岐阜県立看護大学

特任教授の就業等に関する規則の一部改正について

第5号議案 公立大学法人岐阜県立看護大学

役員報酬・退職手当の支給基準の変更について

議長は、第2号議案から第5号議案について、一括審議することを提案した。

事務局は、議案書に基づき第2号議案から第5号議案を説明した。

議長は、審議に入ることを宣言し、質問、意見等を求めた。

昨今車両の燃料価格は、暫定税率の廃止によりガソリン、軽油とも下落傾向にあるが通勤手当を増額改定する根拠と過去の改正のいきさつについて質問があり、県人事委員会勧告に基づき県の条例が改正されたことによる改定であること、勧告の時期との兼ね合いもあり、必ずしも現在の社会情勢を反映しているわけではないことが説明された。

議長は、他に質疑、意見等がないことを確認し、採決を行ったところ、全会一致

で第2号議案から第5号議案を可決した。

第6号議案 教員の定年退職の特例の適用について

第7号議案 教員の定年退職の特例の適用の延長について

議長は、第6号議案と第7号議案について、一括審議を提案した。

事務局は、議案書に基づき第6号議案と第7号議案を説明した。

議長は、審議に入ることを宣言し、質問、意見等を求めた。

教員の定年退職は予測できるものであるが、後任の育成を意識されているのか質問があり、当該教授はもちろん各教授が若手の育成を担っていくべきであること、今回定年の延長をする教授の分野では他に教授がおらず、大学院教育等の実施のため延長をお願いしていることが説明された。

議長は、質疑、意見等がないことを確認し、採決を行ったところ、全会一致で第6号議案と第7号議案を可決した。

第1号報告 教員の採用について

第2号報告 各対策会議の開催について

議長は、第1号報告から第2号報告の説明を求めた。

事務局は、議案書に基づき第1号報告から第2号報告を説明した。

議長は、報告事項に対し、質問、意見等を求めた。

大学入学共通テストにおける重度の障害と軽度の障害の判断基準について質問があり、大学入試センターにおいて配慮事項ごとに基準が設けられていることが説明された。

意見交換

志願者の減少による看護専門学校閉鎖の報道を見た。一方で医療現場では看護師不足が発生している。志願者確保、看護師確保のためにも社会貢献度が高く、人の役に立つ職業であることなど看護職の良さ、魅力をアピールしていかないといけないのではないかと意見が出され、看護師の離職防止と養成の在り方について県に働きかけるとともに、共に検討していくこと、中高生向けのプログラムにおいて看護職の良さをアピールできるようにしていきたいと回答された。

議長は、他に質疑、意見等がないことを確認し、16時02分、理事会の閉会を宣言した。

以上の議事が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人は次のとおり署名する。

令和8年1月28日

公立大学法人岐阜県立看護大学令和7年度第3回理事会

議 長 理事長 北山三津子

議事録署名人 理 事 尾藤 米宏

議事録署名人 理 事 梅津 美香